

令和8年度 第1回 江戸川区障害福祉計画等策定委員会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和8年5月14日（木） 午後1時30分～午後3時30分

場 所 グリーンパレス 孔雀Ⅱ

出席者 曾根会長、藤原委員、本橋委員、日永委員、大野委員、前田委員、
工藤委員、小杉委員、塚本委員、星野委員、吉澤委員、中村委員、
高橋委員、杉澤委員

次 第 1. 開会

2. 新委員委嘱及び紹介

3. 議事

・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗確認と評価について

4. 報告

・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針について

5. 閉会

<議事要旨>

障害者福祉課長

これより令和8年度第1回江戸川区障害福祉計画等策定委員会を開会いたします。終了
は午後3時30分を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の資料は机上配布をさせていただきます。次第の裏面に本日の資料を記載し
ておりますので、配布資料に不足などございましたら事務局にお声がけください。

はじめに、事務局を代表しまして、福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

障害者福祉課長

続きまして、健康部江戸川保健所長よりご挨拶を申し上げます。

—江戸川保健所長挨拶—

障害者福祉課長

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

—事務局紹介—

障害者福祉課長

続きまして、委員交代の報告、新委員の紹介です。江戸川区立松江第一中学校校長の瀬

戸委員が退任され、新たに江戸川区立松江第五中学校校長の岡田様を委員に委嘱しております。また、社会福祉法人いすず会一之江あゆみの園の中島委員が退任され、新たに社会福祉法人いすず会一之江あゆみの園施設長の星野様を委員に委嘱しました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は守島委員、海老原委員、堀江委員、岡田委員、小林委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、ここからは曾根会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは皆さんよろしくお願いいたします。

まず、傍聴者の報告です。原則公開となっておりますので、傍聴の希望を募っております。事務局から報告をお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

江戸川区のホームページで4月17日から28日まで傍聴者の希望を募りましたが、希望がございませんでした。本委員会については、傍聴者なしで開催します。事務局からの報告は以上です。

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事1「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗確認と評価」について、まずは事務局から説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗確認と評価について」事務局から説明します。

資料1をご覧ください。こちらは、現計画の成果目標とその実績をまとめたものです。まずは、障害福祉計画の実績からご説明します。

まず、成果目標1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」です。こちらでは、「福祉施設の入所者数」、「地域生活への移行者数」を成果目標としています。「福祉施設の入所者数」は、国の基本指針では、令和8年度時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することとしています。江戸川区では「東京都の入所施設定員の考え方」を踏まえ、区の実情である障害のある方ご本人、また家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活の支援機能を強化するとともに、入所施設の専門的支援は真に必要とするニーズを勘案して定めることとし、令和8年度時点において428人を維持することを成果目標としています。こちらの実績は、令和7年度末で418人と成果目標を達成している状況です。

続いて「地域生活への移行者数」についてです。国の基本指針では、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとしております。江戸川区では令和4年度末の施設入所者数428人の6%である26人を地域生活に移行

することを成果目標としております。こちらの実績については、令和6年度末で2人、令和7年度末で4人と成果目標に届いていないため、引き続き成果目標に向けて取り組んでまいります。

次に、成果目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。区の基本指針では、令和8年度における「精神障害のある方の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数」や令和8年度末の「精神病床での65歳以上、65歳未満の1年以上の長期入院患者数」、また「精神病床での3か月、6か月、1年時点の早期退院率」に関して目標値を定めています。目標値は都道府県で定める事項ですが、区は東京都との連携を取りながら、入院中の精神障害のある方の地域移行の促進に努めることとし、「江戸川区精神保健福祉協議会」にて、精神障害のある方に対応した地域包括ケアシステムの構築や措置入院患者の退院支援など、精神保健事業全般について幅広く協議しています。現計画では、精神障害のある方の各サービス目標値を定めており、各目標値・各実績は記載のとおりです。各サービスとも目標値に届くよう、引き続き取り組んでまいります。

続いて、成果目標3「地域生活支援の充実」です。国の基本指針では、令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置などによる支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上の運用状況の検証等を行うこととしています。また、令和8年度末までに強度行動障害のある方への支援ニーズを把握し、支援体制を整備すること、の2つを成果目標としています。この国の基本指針のもと、江戸川区も地域生活支援拠点の面的整備や強度行動障害のある方の支援体制の整備などを成果目標としています。地域生活支援拠点の整備に関しては、江戸川区地域自立支援協議会の「地域生活支援拠点等部会」などを中心にガイドラインを整備し、事業者登録やコーディネーターの配置を進めています。強度行動障害のある方へは、障害支援区分認定調査において、強度行動障害のある方を把握し、支援ニーズの把握に努めています。また、区立発達相談・支援センターでのコンサルテーション事業や区内の特別支援学校と区立・民間生活介護事業所が連携した勉強会などを通じ、強度行動障害のある方への支援体制につなげています。

続いて、成果目標4「福祉施設から一般就労への移行等」です。国の基本指針では、令和8年度中の一般就労への移行実績など、7つの項目で数値目標を定めています。区も国の基本指針をもとに、令和3年度実績から人数や割合の数値目標を定めました。各実績値は、「一般就労への移行者数」は159人、「就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数」は139人、「就労継続支援A型の一般就労への移行者数」は11人、「就労継続支援B型の一般就労への移行者数」は17人、「就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者の割合」は15施設中8施設で53%、「就労定着支援事業の利用者数」は214人、「就労定着支援事業の就労定着率」は10施設中7施設で70%と、全ての項目において目標値を達成しております。

続いて、成果目標5「相談支援体制の充実、強化等」です。国の基本方針では、令和8年度末までに「基幹相談支援センター」を設置するとともに、地域の相談支援体制強化を図る体制を確保すること、また協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に取り組むとともに、必要な協議会の体制を確保することの2つを成果目標としています。この国の基本指針をもとに、区は共生社会の実現に向けた「ミニ区役所構想」と連携した基幹相談支援センターの整備や相談対応の強化、また「江戸川区地域自立

支援協議会」にて、区内相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の協力を得た地域の相談体制の強化の2つを成果目標としています。基幹相談支援センターの整備や相談対応の強化に関しては、江戸川区は令和2年度に基幹相談支援センターを設置しています。また、相談体制の強化としては、障害のある方の家族からの要望に応えた「緊急時障害相談夜間休日ダイヤル」を令和7年度に設置しました。そして基幹相談支援センターを補完するものとして、地域包括支援センター、本区では熟年相談室で、障害のある方や家族の相談に対応するなど、相談体制の整備を進めています。もう1つの成果目標である、「江戸川区地域自立支援協議会」での地域の相談体制の強化に関しては、「地域生活支援拠点等部会」、「災害時自立支援部会」、「相談支援部会」の3つの部会を設け、個別事例の検討などを通じた地域の相談体制の強化を図っています。

続いて、成果目標6「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」です。国の基本指針では、令和8年度末までに障害福祉サービスの質の向上のための体制を構築することを目標としています。区では、相談支援専門員などに向けた「ブラッシュアップ研修」、事業者への実地検査などの際に、令和6年度から義務化された事業所の安全計画などの確認をすることで、支援の質の向上に取り組むことを成果目標としました。「ブラッシュアップ研修」の実績については、実施回数は目標値に達していますが、参加者数は目標値に届いていないため、参加者数を増やすような取り組みを検討し、引き続き取り組んでまいります。第7期障害福祉計画の実績報告は以上です。

続きまして、第3期障害児福祉計画の実績について説明します。国の基本指針に基づき、「児童発達支援センターの設置」、障害児の地域社会の参加を目的とした「保育所等訪問支援事業の活用」、「重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」、「医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」、以上5つの数値目標を定めております。

実績については、児童発達支援センターは、令和6年度に葛西児童発達支援センターを開設、令和8年4月に小岩児童発達支援センターを開設し、区内4カ所となりました。保育所等訪問支援事業は、区立児童発達支援センターと民間事業所を含めた実績で数値目標を達成しています。重度心身障害児を支援する事業所に関しては、児童発達支援事業所は数値目標に達しておりますが、放課後等デイサービス事業所は数値目標に達していないため、必要な事業所の設置に努めていきます。医療的ケア児の支援に関しては、「江戸川区医療的ケア児支援関係機関連携会議」を年2回開催し、医療機関や地域関係機関の皆様と支援に係る協議を行っています。また、医療的ケア児コーディネーターは、区と民間事業所を含めて令和7年度末で31人となり、目標値を達成しています。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実績報告は以上です。

会長

ありがとうございました。順番にご質問やご意見をいただけたらと思います。

委員

質問が5点あります。まず1点目が、施設入所者数と地域移行者数の関係についてです。令和6年度末の入所者数が令和5年度末と同じ人数になっています。地域移行者数を見る

と、令和6年度末で2人移行したということになっていますが、移行者、入所者がプラスマイナスゼロで同じ人数ということでしょうか。

2点目は、令和7年度の入所者数に関して、令和6年度から10人減っていますが、地域移行者数は令和7年度末で4人となっています。残りの6人は地域移行ではなく、自然減などの理由で退所ということになったのでしょうか。

3点目は、地域移行者数について目標値26人に対し、半数も達成できていませんが、その理由は何でしょうか。

4点目は、令和8年度の地域移行者数の見込み数は何人ぐらいでしょうか。

最後に、資料4の質問となりますが、次期目標について、国の指針では令和7年度末の施設入所者数418人の5%を削減、つまり20人以上の削減を目標とすることとなり、数値では398人になりますが、この人数を目指すのか否か、目指さない場合は理由も併せて教えてください。

障害者福祉課長

1点目に関しては、入所者数の増減が一致していたと認識しています。

2点目の実績については、亡くなられる方や緊急案件で入所されている方がおり、その中で地域移行が4人だったという状況です。

3・4点目については、福祉部副参事より説明します。

5点目は、令和7年度末の入所者数418人の5%減が国の指針となっていますが、東京都はまだ都内の入所施設に入れず、都外で入所している方がいると考えているため、そのような方が都内で暮らせるよう、入所者数の目標数を維持する方針を示しています。区も東京都の方針に基づき、このまま418人を目標値とすることを想定しています。入所施設に関しては、区だけで対処できる問題でないため、東京都の指針に従い目標値を定めてまいります。

福祉部副参事

3・4点目のご質問については、施設入所をしている方全員に行った地域移行に向けたアンケート結果の中で地域移行を希望する方が21人おります。その中から実際に地域移行に向けて動いているため、今後進捗があれば報告します。

地域移行が進まない理由については、長年区外在住の施設入所者が多く、違う世界、暮らし方もあるということを伝える機会が少なかったからではないかと考えます。区としては、施設入所者の方々にアクションを起こし、本人の意思を尊重しながら進めていこうと考えています。

委員

令和8年5月時点での施設入所者数を教えてください。

また、意見として令和8年から全ての入所施設は、入所者に対し、地域移行の意向について確認する義務が課せられているため、都外施設も含め、適切な情報提供と地域移行、希望者については拠点コーディネーター等につなぎ、地域移行に向けた支援に取り組む姿勢を示していただきたいです。

福祉部副参事

令和8年5月時点の数字について、正確な数値は回答できませんが、把握している部分では2人亡くなったため、2人減っています。空いたところに他の利用者が入る準備をしているため、来月は2人プラスになる可能性があります。

会長

最後にいただいた意見は、次期計画で進めていけるといいですね。

委員

数字と専門用語だらけの資料なため、分かりづらいです。資料に記載されている「Aから目指す割合等」というのはどういうことでしょうか。

また、資料の中で「福祉施設」と「入所施設」の使い方が混同しており分かりにくいです。違いは何ですか。さらに、ブラッシュアップ研修とはどのようなものでしょうか。

障害者福祉課長

「Aから目指す割合等」とは、国がまず「基準値A」というのを定めています。国が目標を決定し、その基準となる数字はいつの時点のものを使ってくださいと指示がありますが、それが「基準値A」です。割合とは、国が目標で示すパーセンテージを入れるということです。例えば、資料1ページ目の（ア）福祉施設の入所者数で考えますと、基準値Aである428人から5%削減を目指す割合とすると、428人から5%分を引いた数字が数値目標に入ります。先ほどの説明のとおり入所施設は横ばいであるため、「－」となっています。（イ）の地域生活への移行者数で考えると、国の目標が入所者数の6%減の人数となるため、「Aから目指す割合等」に6%、「数値目標」に 428×0.06 で26人の数値が入ります。

2点目ですが、1ページ目の「（ア）福祉施設の入所者数」と記載しておりますが、ここで記載している「福祉施設」と「入所施設」は同じ考えです。

3点目のブラッシュアップ研修は、計画相談支援事業所の相談支援専門員などを中心とした研修会になります。現在は江戸川区相談支援連絡協議会に委託し、毎月実施しております。日頃の支援に役立つ内容の発信やお互いの意見交換を行うワークショップを実施して日頃の相談に生かしていくことを目的としており、横のつながりと質の向上を目指しています。

委員

資料を読み、施設入所者の地域生活への移行について、感じたことをお話しします。

まず、地域移行が全体として大きく遅れていることが心配です。国の施設入所者数6%削減という目標は、実績からは厳しい数値です。しかし、地域で暮らしたいと願う障害者にとっては、希望そのものでもあるため、目標を下げるのではなく、政策で支えてほしいと強く思いました。特に高齢化や親亡き後の問題は、待ったなしの課題です。精神障害のある方の地域移行についても、就労移行支援だけでは到底足りないと感じます。受け入れ側のメリットが見えなければ、事業所の扉は開きません。そして、働き始めても定着す

ることが難しく、目標と現実の差が大きいことに胸が痛みます。就労定着支援の利用者は多いが、定着率が伸びていないということは、現場の苦勞がどれだけかを示しています。

障害児支援については、施設整備が進んでいる一方、保育所等訪問支援の利用が目標を超える年度もあります。地域で暮らしたいという当事者の願いが置き去りにされる危機感を持ちました。区が積極的に支援体制を整え、地域で安心して暮らせる環境作りを進めてほしいと心から願っています。

会長

次期計画では、ぜひそのようなお気持ちが反映される計画となるよう、またご意見いただけたらと思います。

委員

強度行動障害のある方の支援ニーズは何でしょうか。

また、ミニ区役所構想について教えてください。

福祉部副参事

強度行動障害への支援については、現在動き始めているところです。強度行動障害の方の対応は難しく、事業者同士で対応策を共有しながら進めています。また、強度行動障害を生まないための対応も早々に行う必要があります。区内の特別支援学校、生活介護事業所、発達相談・支援センター、児童発達相談支援センター、放課後等デイサービスと協力し合い、勉強会、研修会を開催し、支援策を検討している状況です。

人数に関しては、成人の方 181 人を想定し対応している状況です。

障害者福祉課長

ミニ区役所構想は、高齢者や身動きが取りにくい障害のある方から、区役所の本庁や各事務所は行きにくい場所にあるという意見を受け、行政手続きを行うにあたり歩いて行ける場所に小さな区役所があれば、その地域で支えられるのではないかとという構想のことです。また、区内には、熟年相談室が 19 か所あるため、相談機能の強化を進めています。行政手続きを行うミニ区役所と合わせて歩いて行ける身近な場所で、手続き・相談できるようになることを期待しています。

委員

強度行動障害のある方にどのような支援をしているのか確認したいです。

障害者福祉課長

強度行動障害のある方への支援については、発達相談・支援センターを中心に、応用行動分析の考え方をいながら対応方法を勉強しているところです。問題行動には背景や要因があるという考えのもと、行動が起こる前のきっかけを把握し、未然に防ぐ支援につなげることを重視しながら勉強しています。児童期の療育と同様に、大人に対しても行動の背景を関係者で共有し、適切な支援につなげていく形を検討しています。

委員

施設入所者数は現在江戸川区民が施設に入所している人数ということで、思ったより少ないと感じました。定員もあるのでしょうか。

障害者福祉課長

区内の入所施設は「もぐらの家」と「一之江あゆみの園」のみのため、実際は全国の施設に区民の皆さんが入所されている状況です。当然、全国にある各施設の定員がありますので、その範囲内で入所されている状況です。区内施設を希望されている方で待機されている方もいますが、区内に入れない場合は遠方の施設に入所される状況となっています。

委員

待機されている方が周りにも多くいます。緊急度によるとは思いますが、いずれは区内施設に入れたと思うのが親の正直な気持ちだと思います。地域移行という国の大きな目標がありますが、そもそも入る施設がない状況では疑問があります。

委員

意見は特にありません。内容が難しく、理解が追いつかない状況です。

会長

途中で分からない点があれば挙手いただければと思います。

委員

入所施設について、もう少し何とかならないかという印象を受けました。親とそれほど離れない場所で、地域の中でいつでも会えるような環境が理想だと思います。自分がさらに重い障害を負った場合でも、江戸川区で生まれ育った者として、区内で生活を終えたいという思いがあります。廃校になった学校なども含め、地域の中に集える場所を作れないかと考えております。

荒川区には、障害者の方が集まり多様な活動ができる場がありました。そのように、健常者の方も含め気軽に集まれる場所が区内にもあればよいと思っております。

会長

江戸川区の中で、家族と本人と一緒に暮らせるような場所ができればという趣旨と理解しました。

委員

3月まで現場で一支援員として働く立場だったのですが、このような計画があることを知りませんでした。障害福祉計画が現場に浸透し、現場から意見を吸い上げられるような研修等の機会があると知識を持ちながら同じ方向に向かって進むことができるのではと感じました。

会長

策定委員は計画を見る機会がありますが、現場にはあまり届いていない現状があると思います。現場に計画内容を伝える工夫は可能でしょうか。概要版の作成はしているが、なかなか手に取って読んでもらえないため、動画作成など工夫できればと思います。

障害者福祉課長

ブラッシュアップ研修等で計画相談支援の関係者が集まる機会や事業所連絡会等もあるため、そうした場で周知することは可能と考えるため参考とさせていただきます。

委員

3点、質問と意見があります。1点目は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、協議会を年2回開催するという目標がありますが、実際はワーキングチームやコア会議等で頻繁に議論が行われていると認識しています。その活動実態は区の実績であり、一部公表してもよいのではないのでしょうか。

2点目は、精神障害者の各サービスの目標値に記載されている数字の捉え方についてです。年度の新規の人数なのか、どこかの時点での支給決定者数なのか、あるいは退院者数なのか。恐らくはどこかの時点での支給決定者数ではないかと思いますが、例えば地域移行支援については、退所・退院支援加算の対象者の実績も把握可能だと思います。江戸川区は退院者を多く出していると思われ、実績として公表できないだろうかと気になりました。

3点目は、成果目標5の「地域の相談支援体制の強化」についての意見です。基幹相談支援センターの役割について、実績として区民向けの窓口機能を中心に記載されていますが、支援者支援機能も重要と考えます。法定研修の実習受け入れやブラッシュアップ研修による相談支援専門員のフォローや質の向上、随時相談対応等も行われているため、区の実績として記載すると良いのではと考えます。

江戸川保健所副参事

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の実績は、国で示されているような入院日数などのデータは区で把握できないため、精神保健福祉協議会の開催回数を掲載しています。ただ、それ以外にも医療連携・普及啓発・住まい・ピアサポートの4つのワーキンググループを設け、月1回程度地域課題について検討を行っています。具体的には、不動産業者へのヒアリングや、一人暮らしが難しい理由の調査、アンケートの実施、普及啓発では講演会の開催も行う等、実施している取り組みは多岐に渡ります。どの程度まで記載するかは、事務局内で検討させていただきたいと考えます。

また、2点目のご質問ですが、参考として各年度の3月分の実績を載せていますが、年度全体としてはさらに多くの実績があると考えています。

障害者福祉課長

ブラッシュアップ研修については、基幹相談支援センター機能の一部として委託実施しています。支援者支援についても、区の相談支援担当のケースワーカー等が相談を受けながら対応しているため、説明できる部分は記載したいと思います。

委員

「重症心身障害児を支援する事業所の確保」の目標値について、放課後等デイサービス事業所はまだ数値目標に達していないとの説明がありました。目標値達成に向け、2年間で区はどのような取り組みを行ったのか、また今後どのような取り組みを行う予定か具体的に教えていただきたいです。

障害者福祉課長

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の指定は区で行っていますが、指定を行うにあたり、重度の方の受入れを検討いただくようお願いした上で申請を受けています。誓約書等で義務付けているものではありませんが、重度心身障害児を含む重度の方の受入れについて理解をいただいた上で申請を受けています。また、医療的ケア児等に関する研修も実施し、受入れ可能な事業所の拡大に努めています。

委員

区の施設であれば対応しやすい面もあると思いますが、民間事業者が大半を占める放課後等デイサービスでは、事業継続性等も踏まえた判断となるため、目標達成は容易ではありません。区の放課後等デイサービスの設置についても今後検討が必要ではないかと考えます。

会長

事業所指定時に重度受入れをお願いしているとのことですが、実際に実行されているかどうかは把握されていますでしょうか。

障害者福祉課長

重度の方の受入れ時期まで確約していないため、一定の経過観察は行っていますが、直ちに受入れを開始している事業所は多くない印象です。現時点で定量的に把握する仕組みはありません。

会長

指定条件の記載や受入れ状況の把握について、可能であれば数値化して示していただくことで、事業者側の意識づけにもつながると思いますのでご検討ください。

委員

3点あります。1点目は一般就労への移行について、就労支援に関する部分で「全て達成」ということで、すごいことだと感じました。先ほど、就労支援連絡会や会議等を通じて数値目標を現場レベルに落とし込むことが重要という意見もありましたが、現場への落とし込みがなくても達成できている点は、区内には力ある事業所が多く在所以るのだと感じました。

2点目は地域移行支援等に関する数値についてです。先ほど、3月分の実績を記載しているとご回答いただきましたが、やはり年度の退院者数を記載した方が、目標値との比較

ができるのではないかと考えます。

3点目は施設入所についてです。通過型グループホームは原則3年を上限として地域移行を進めていますが、近年は一人暮らしが難しい方も増え、通過後の行き先として滞在型グループホームが必要になるケースも多くあります。このような状況を踏まえ、施設入所から地域移行率という数値も重要ですが、施設そのものの在り方や地域との関係性についての議論も重要ではないかと考えます。施設がどのように地域に開かれているのか、施設と地域がどのようにつながっていくのかという視点を含め、議論を継続することが重要と感じました。

会長

今の質問に関連してですが、2ページ目に記載の「地域移行支援」は「地域移行者数」と読み替えてよいでしょうか。

障害者福祉課長

支給決定されている3月分の人数となります。地域移行支援に関する数値は、3月末時点の数値で整理しているため、ご指摘のとおり年度単位で整理した方がよいかもしれません。

委員

年度の支給決定者数だけでなく、退院によって地域に戻ってきた方の数も大切かと思いました。

障害者福祉課長

退院者数の把握が理想ではありますが、都道府県は可能なのですが、区独自では把握が難しいため支給決定数を指標としています。次期計画では年度単位での整理を検討していきます。

会長

都のグループホーム制度は、国制度と異なる点があります。通過型についても都独自の仕組みで、精神障害の分野では通過型が中心となっています。一方で、滞在型についても利用自体は可能でしょうか。

委員

利用は可能です。ただし通過型加算は付かなくなります。

委員

親の会では、地域移行について話題にあがりますが、入所施設一択になっているのはなぜなのかという点について、常に考えているところです。地域という考え方については、生まれた場所が地域になるのか、例えば地方で入所された方が、その地域で穏やかに暮らしている場合、地方の方が土地も広く、グループホーム等も比較的多い地域のため、その

ような環境に移行し、自然の中で穏やかに過ごすことも地域移行の一つの形ではないかと考えます。必ずしも区内に戻るだけで地域移行でなく、当事者が安心して穏やかに過ごせる場所を見つけていくことが重要であり、そのための支援を行政にお願いできればと考えます。

また様々な研修やセミナーについて、事業所の皆様が人手不足の中でやりくりをしながら参加されていることについて、親の立場として感謝申し上げます。

会長

重要な論点と考えます。障害者権利条約の批准や脱施設化のガイドラインを踏まえると、国として一定の方向性があると認識しています。その中で「脱施設」をどのように定義するかが曖昧では、距離が遠ければ地域移行ではないのか、あるいは地元であれば施設でもよいのかといった議論が生じ、方向性の共有が難しくなると考えます。そのため、次期計画では何をもって地域移行とするのか、より明確化していく必要があります。

委員

1点目は、地域移行について、希望者が21人とのことですが、障害種別等の構成内訳について伺いたいです。また、地域移行を希望される背景についても伺いたいです。生まれ育った地域に戻りたいのか、あるいは現在の生活環境に課題があるのか等、背景が気になりました。さらに、本人の意思確認が難しい方の場合、どのように意向を把握しているのでしょうか。

2点目は、強度行動障害者の支援体制について、支援ニーズの把握を進めているとのことですが、特に大人の方に対する支援について、把握されたニーズを踏まえて今後どのような検討がされるのでしょうか。

3点目は、一般就労への移行について、目標にはありませんが、生活介護から就労継続支援B型、就労継続支援B型から就労継続支援A型といった移行の流れについても、支援の中で促し等があったのか伺いたいです。

最後に意見ですが、放課後等デイサービスの利用についてです。学校がある期間に子どもの体調を考慮して平日1日くらいは家で過ごすような日を設けて利用していると、1日の利用枠や曜日固定の関係により、長期休暇中も引き続きその曜日を利用できない状況があり、仕事に支障がありました。学校がある期間と長期休み期間を分けて柔軟に利用できる仕組みがあれば、家庭や子どもの負担軽減につながるのではないかと感じています。

会長

放課後等デイサービスの件は、支給決定の問題なのかもしれない、事業所の受入れ体制の問題のどちらでしょうか。

委員

伺った範囲では、事業所ごとに1日の受入れ人数や曜日が固定されているとのことですので、長期休暇時にも利用できるよう、学校期間中も継続して利用せざるを得なかったという経緯があります。

会長

そうすると経営側の問題かと思います。制度的なことになるとと思いますので、詳しくは後ほど事務局に聞いていただけるといいかと思います。他の質問について事務局より回答をお願いします。

福祉部副参事

地域移行の背景について、先ほど21人が希望されていると話をしましたが、それ以外で知的障害の方の中には、自身がどうしたいかを理解することが難しい方もいます。そのような方については、愛の手帳の度数が比較的軽く、障害支援区分も軽い方の中から、長年施設に入所されている方を抽出しています。

また長年都外で生活し、家族も区内にいない方にとっての地域移行とは何かという課題があります。そのような場合、当事者が現在安心して生活している場所の近隣グループホーム等で生活されることにより、関わりのある施設職員等と引き続き関係性を持つことができるのではないかという観点も含めて地域移行として検討しています。

次に強度行動障害は、児童と成人を一体的に捉え支援しています。児童発達支援、放課後等デイサービス、成人期の生活介護等を含め、学校等も巻き込み一貫した支援の中で、どのようにすれば穏やかに過ごすことができるかについて、現在研究を進めているところです。

障害者福祉課長

地域移行の21人の詳細な内訳はすぐにはお示しできませんが、調査対象としては知的障害の方が多かったと認識しています。

就労による移行者数については、生活介護から就労継続支援B型、就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行の有無については全体統計の確認が必要であるため、現時点では把握しておりません。ただし、計画相談支援専門員が本人や家族の意向、利用者の状況を踏まえて調整を行っているため、その中で移行が可能となる場合もあると考えております。本人の生活の場や通所先については、相談しながら決定している状況です。

委員

数字が示されると、目標値の達成自体が目的のように捉えられがちですが、その数字は本人の希望の全てではないと思っています。当事者の方が望む形になることを目指す支援であってほしいと感じました。

会長

地域移行と、その後の住まいの場の確保は一体で進める必要があると考えています。

施設待機者数の問題についても、家族による支援が困難になっている方に対し、次の生活の場をどのように確保するかという視点が重要であると思います。

今回のニーズ調査にも関連する項目が含まれていたかと思いますが、次期計画では、住まいの確保をトータルに考えて、計画に組み込んでいく必要があると考えています。地域移行の人数やグループホームの整備数などを個別に扱うのではなく、地域移行を希望する

方、在宅で次の生活の場を必要としている方、それに対する社会資源の整備状況を関連付けて整理することが重要だと考えます。

それでは、「地域生活支援事業の実績報告」について説明をお願いします。

障害者福祉課長

現計画で定める「地域生活支援事業計画」について説明します。

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条および第78条に基づき、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、区が地域特性などに応じて実施する事業です。地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない「法定必須事業」と、自治体の判断で実施する「任意事業」、そして「地域生活支援促進事業」の3つで構成され、令和6年度から令和8年度までの必要なサービス量を見込んでいます。

「①理解促進研修・啓発事業」は、障害のある方の理解を深めるための普及啓発です。

「②自発的活動支援事業」は、ピアサポートや障害団体等への支援であり、ピアサポートでは家族交流会やアルコール依存症の方への支援について見込量を定めています。「③相談支援事業」は、「基幹相談支援センター等の機能強化」のほか、「精神障害のある方への居住サポート事業」について見込量を定めています。④と⑤は成年後見制度に関する事業です。「④成年後見制度利用支援事業」は、成年後見人等に対する報酬の負担が困難な方に費用を助成する制度で見込量を定めています。「⑥意思疎通支援事業」は、手話通訳や要約筆記者の派遣事業等について見込量を定めています。「⑦日常生活用具給付等事業」は、日常生活に必要な生活機器等の給付により利便性の向上を図る事業で、各事業において見込量を定めています。「⑧手話奉仕員養成研修事業」については、江戸川区では平成19年より手話通訳者養成講座を実施しております。「⑨移動支援事業」は、屋外での移動が困難な障害のある方の外出支援を行う事業です。⑧・⑨ともに見込量を定めております。「⑩地域活動支援センター機能強化事業」は、Ⅰ型からⅢ型それぞれについて見込量を定めております。

続いて「任意事業」についてです。「①日常生活支援事業」は、「巡回入浴サービス事業」、「日中一時支援（日帰りショートステイ）」、「精神障害者自立生活体験事業」について見込量を定めております。「②社会参加支援事業」は、障害のある方のスポーツや文化活動等の支援について記載しております。「③自動車運転免許取得・改造助成事業」は、障害のある方が就労等に伴い自ら運転する場合の免許取得費用や自動車改造費用を助成するもので、それぞれ見込量を定めております。

最後に「地域生活支援促進事業」です。寝具類の消毒・クリーニングを通じて衛生的で健康的な生活を支援する事業を実施しており、見込量を定めております。

「地域生活支援事業計画」に関する説明は、以上です。

会長

ありがとうございました。各委員から意見や質問があればお願いいたします。

委員

手話の養成講座が増えている印象がありますが、合格率は低いように感じるため、講座

を増やした方が良いのではないかと思います。地域の登録手話通訳者は増えていますが、全体としてはまだ少ない状況です。昨年度は特に少なかったため、指導・養成に力を入れていきたいと考えております。

障害者福祉課長

区としても引き続き頑張っていきたいと思います。

委員

障害者相談支援事業の担い手に地域活動支援センターⅠ型も位置付けられていたと思いますが、現状について教えてください。

障害者福祉課長

以前は相談窓口として記載しておりましたが、今回は地域生活支援事業の補助金申請の有無で整理しており、資料からは外しております。

委員

移動支援についてです。視覚障害者として同行援護を月50時間利用させていただいています。しかし、活動量が多いと全く足りません。例えば毎日外出すると時間がすぐに不足し、生活に制約が出てしまいます。もっと自由に活動できる仕組みが必要だと思います。

障害者福祉課長

同行援護は障害者総合支援法に基づく制度であり、国庫負担の範囲内で時間数が設定されております。50時間を超える場合は区の単独負担となるため、制度上、一定の制約がございます。特別な活動については区として追加支給を行う対応もしております。

委員

当事者が自分らしく暮らせる地域であってほしいと思います。

委員

見込量に対して実績が少ないサービスについて、需要はあるけれども利用のしにくさが要因になっているのではないかと思います。例えば、寝具乾燥消毒サービスも日時指定ができず、使いにくい状況があります。サービス内容の洗い出しも必要になってくると考えます。

障害者福祉課長

寝具乾燥消毒サービスは、事業者数が限られており、利便性の向上が課題ではあるものの人手不足もあり難しい状況です。ですが、改善できる点は検討してまいります。

会長

それでは、報告事項「第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指

針について」、事務局から説明をお願いします。

障害者福祉課長

「第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針」についてご説明します。

資料3をご覧ください。こちらは前回の委員会でも同様の資料を配布しましたが、今回配布した資料が、「次期計画の国の基本指針概要」の確定版です。3ページ目が、次期障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標です。「②精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築」、「③福祉施設から一般就労への移行等」、「④障害児支援の提供体制の整備等」、「⑥相談支援体制の充実・強化」、「⑦障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」、「⑧障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」で、新規項目があります。該当箇所は、【新規】と書かれていますので、ご確認ください。4ページ目が、成果目標に係る活動指標です。こちらにも新規項目には、【新規】と書かれていますので、ご確認ください。

資料4は、現在と次期計画の国の基本指針を比較したものです。変更箇所は、四角で囲われている部分です。この基本指針をもとに、次回以降の本委員会で江戸川区の成果目標や計画の内容などを検討していく予定です。

続いて資料5をご覧ください。こちらは、4月末に厚生労働省等が全国自治体向けに開催した説明会の資料をもとに、事務局が作成したものです。こちらは一般向けに公になっていない情報が含まれるため、本委員会内での共有のみとしますので、情報の取扱いにご注意ください。

近年、障害福祉計画等で定める障害福祉サービスの見込量を上回り、サービス提供量が増加し続けている自治体がある一方で、相対的にサービス提供体制が薄い自治体もあり、利用者ニーズの対応状況に地域差が出ていることが課題となっています。この課題への対応として、国からは今回、「障害福祉サービス見込量の算出方法」、「総量規制」、「意見申出制度の活用」が示されています。

まず、「障害福祉サービス見込量の算出方法」についてです。国は2つの要件を満たす自治体に対し、要請を出すこととしています。要件は、「①全部過疎の市町村でないこと」、「②人口に占めるサービスの利用割合が全部過疎の市町村を除く自治体の上位25%に入る特別区を含む市町村」としています。要件を満たす自治体に対し、国は2つの要請を行います。1つ目が、「次期計画で各障害福祉サービスの見込量を算出する時に、伸び率を採用する場合は、伸び率を全国平均の伸びに止めて算定すること」です。2つ目は、「いわゆる総量規制や意見申出制度を活用し、各自治体の実情に応じた提供体制にすること」です。

4ページ目の上段をご覧ください。こちらは、国の要請事項1つ目の「サービスの伸び率を全国平均の伸びに止めて算定すること」に関する内容です。この要請事項を資料の例に沿って説明します。仮に、これまで江戸川区の生活介護サービスが令和5年度から毎年19%の伸び率、全国平均の伸び率が7.4%だったとします。従来であれば、次期計画の令和9年度から令和11年度まで伸び率19%で算出することができましたが、次期計画からは全国平均の伸び率7.4%以内にとどめて算出しなければならないというものです。この

伸び率の要請事項の対象となるサービスは、「いわゆる総量規制」の対象サービスである「生活介護」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「共同生活援助」です。

続いて、国の要請2つ目、「いわゆる総量規制や意見申出制度の活用」についてです。4ページの下段をご覧ください。障害者総合支援法第36条第5項の規定により、「障害福祉サービスが必要な量に達している場合」や「事業者の指定によって障害福祉サービスが必要な量を超える場合」は、「いわゆる総量規制」の対象となります。国はこれまで「生活介護」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「障害者支援施設」、「障害者入所施設」を「いわゆる総量規制」の対象としてきました。令和9年度からは「共同生活援助」も対象となる予定です。6ページ下段をご覧ください。こちらが「いわゆる総量規制」の例となります。総量規制の計算方法は自治体により若干異なりますが、すでに実施している自治体の例を参考にとすると、サービス見込人数に利用日数を掛けて延べ日数を算出して見込量を出し、その数が区内事業所の定員数に稼働日数を掛けた数と比較し、見込量より多ければ総量規制の対象になるという形です。今回、国はこうした「いわゆる総量規制」や各自治体が障害福祉サービス事業者の指定の際に、障害福祉計画等をふまえた地域の実情などを事業者の指定権限を持つ都道府県に対して申し出る「意見申出制度」を積極的に活用することを要請しています。

7ページをご覧ください。ただし、国は「いわゆる総量規制」の実施にあたって、地域の実情や強度行動障害のある方、重症心身障害のある方、医療的ケアが必要な方など、個別ニーズを丁寧に勘案し、総量規制の例外を認める運用も示しています。これは資料の例にあるとおり、生活介護サービスの総量規制を実施しても強度行動障害のある方、重症心身障害のある方、医療的ケアが必要な方などは、個別にサービス見込量を定める方法や強度行動障害のある方などを対象とする生活介護事業所は総量規制の例外とする方法などです。

戻りまして、3ページ下段をご覧ください。これまで説明した国の要請事項は、最初にご説明したとおり「①全部過疎の市町村ではないこと」、「②人口に占めるサービス利用割合が、全部過疎の市町村を除く自治体の上位25%に入る市町村」の2つの要件を満たした場合に対象となります。江戸川区が国の要請事項の対象となるかは、8月上旬に国から東京都を通じて通知がある予定です。第3回目の本委員会では、皆様にお示しできると考えております。次期計画に係る国の基本指針に関する事務局からの説明は、以上です。

会長

かなりわかりづらいですが、意見や事務局への質問や確認事項があればお願いします。

委員

総量規制について、需要と供給のバランスを見て供給が上回っているならそれ以上供給する必要が無いという判断は理解できますが、そもそも需要に対して供給が足りていないのに低い方に目標を合わせていくように見える制度であり、意図が分かりにくいと感じました。

会長

総量規制が導入された背景について、事務局からご説明をお願いします。

障害者福祉課長

障害福祉サービスは、全国的に予算の伸び率が非常に高くなっています。必要性があるためサービスが利用されているという認識はありますが、事業所数や利用者数が増加する中で、適正化の観点が必要であると考えております。また都市部、特に東京都などにサービスが集中しやすく、地方など本来必要とされる地域に十分なサービスが行き渡りにくい状況もあります。そのため、サービス量の過度な増加を一定程度抑制し、全国的に必要な地域へ適切にサービスが行き渡るようにするという趣旨で、方針が示されたものと認識しています。また、民間事業者の参入が進む中で、適正なサービス提供が行われているか、利益目的のみでの過度な拡大などを抑制する意味もあると認識しております。

会長

障害福祉サービスの予算伸びは毎年10%前後で増加している状況が続いており、国の財務省の財政審議会でも問題視されている状況です。

本来必要な方に必要なサービスが提供されることはきちんと給付すべきですが、一方で、事業所側の経営的な事情などにより、必ずしも必要性が高くないケースにもサービスが提供されているのではないかという問題意識も考えられます。これまで総量規制や伸び率の制限といった仕組みはほとんどありませんでしたが、今回の計画から国が新たに方向性を示し始めました。

背景には、厚生労働省が財務省から強い要請を受けていることが影響している可能性も考えられます。したがって、区独自の方針ではなく、国全体の財政状況を踏まえた方針なので、江戸川区だけで変えていくのは難しい状況ではあります。

委員

背景については理解できましたが、ややしっくりこない部分も残っています。今後どのように制度が運用されていくのか、引き続き注視する必要があると感じます。

会長

現役世代が減少し、高齢世代が増加しているため、社会保障を支える側の人口が減少しています。一方で、地方の疲弊も進んでおり、国全体として社会保障制度をどのように維持していくのかという観点が重要になっていると考えられます。

そうした現実を踏まえながら、今後の制度設計や地域の取り組みを考えていく必要があると感じております。次期計画に向けて、こうした状況を踏まえて皆さんで共有しながら江戸川区としてどうしていくのかを一緒に考えていきたいと思っております。

委員

総量規制の例外について、医療的ケア児や重度障害の方を受け入れる事業所が不足している現状があります。一方で、条件を付しても実際の受け入れが進まないケースもあると

説明がありましたが、市町村がどの程度の権限を持つのか、例えば指定取消しなどの強い権限も持っているのか教えてください。

障害者福祉課長

現在もグループホームの開設については意見申出制度を活用し、重度障害のある方の受入れを要件として指定に反映させている事例はありますが、実際には十分に進んでいない状況があり、意見申出制度にどこまで拘束力があるかは少し疑問があります。

指定権限についてはサービスによって異なり、児童分野では区に一定の権限がありますが、他の多くのサービスは東京都が指定権限を持っています。そのため、指定取消し等の強い措置については現時点では限定的であり、今後の運用や制度の在り方について検討が必要であると認識しています。

会長

行政の取り組みだけで解決できる課題ではなく、事業者、行政双方が連携しながら進めていく必要があると考えます。

また、地域生活支援事業の中で実施されているアルコール依存症支援については、他自治体ではあまり見られない取り組みであり、非常に重要な事業であると考えております。

他に意見が無いようでしたら、終わりにさせていただき、進行を事務局にお返ししたいと思います。

計画調整係長

2点報告があります。1点目は追加資料で今後の江戸川区障害福祉計画等策定委員会のスケジュールをお示ししています。変更となる可能性があることもご承知おきください。

2点目は、資料5について、こちらは事務局で回収しますので、持ち帰らないようお願いします。

会長

以上をもちまして、第1回江戸川区障害福祉計画等策定委員会を終了します。本日は、ありがとうございました。

—終了—